

災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の応急復旧資材の供給等に関する協定

山形県企業局（以下「甲」という。）と日本水道鋼管協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の異常な自然現象及び水道災害により、甲の所管する水道施設及び工業用水道施設の管路（以下「管理施設等」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧資材の供給及び技術指導・助言（以下「応急復旧資材の供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時の乙による応急復旧資材の供給等に関して基本的事項を定め、応急復旧資材の優先的な供給を受けることにより、災害時における管理施設等の早期復旧を行うことを目的とする。

（支援の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の管理施設等において発生した被災箇所とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し、次のとおり応急復旧資材の供給等を要請することができる。

- 被災した管理施設等の復旧のために必要な資材の優先的な手配
  - 応急復旧に際しての施工方法に関する技術指導及び本復旧実施のための設計に関する助言
- 2 甲は、前項の応急復旧資材の供給等を乙に要請するときは、被災概要及び要請内容を明らかにした書面（様式1）を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。
- 3 乙は、前1項に基づき甲から応急復旧資材の供給等を要請された場合、特段の理由がない限り、甲の要請に応じるものとする。

（実施体制）

第4条 乙は、この協定締結後速やかに、乙の連絡体制を確立し必要事項を書面（様式2）により甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に係る事項に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より第3条1項に係る要請を受けた場合、応急復旧資材の供給等が可能な乙の会員を書面（様式3）により甲に報告するものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難しいときは、電話等で報告できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第3条1項に基づき乙に応急復旧資材の供給等を要請し、乙の会員に出動を要請したときは、乙の会員と遅滞なく応急復旧資材の供給等に係る随意契約を締結するものとする。

（費用）

第7条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急復旧資材の供給等に係る費用は甲の負担とし、甲の負担額については、山形県企業局水道工事標準積算資料、山形県県土整備部設計単価決定要領に基づき算定するものとする。これにより難しい場合は、甲と第6条1項で契約を締結した乙の会員と協議のうえ定めるものとする。なお、第4条に定める連絡体制等の維持に係る費用は乙の負担とする。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から申し出がない場合、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以降もまた同様とする。

（損害の補償）

第9条 応急復旧資材の供給等に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合、その措置については、甲乙協議して決定するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 3月11日

甲 山形県企業管理者 高橋 広樹



乙 日本水道鋼管協会 四方 淳

